

## LNG 売買契約における利益分配条項について - 公正取引委員会の考え方を振り返る -

資源/エネルギーニュースレター

2025 年 7 月 7 日号

執筆者:

[紺野 博靖](#)

[h.konno@nishimura.com](mailto:h.konno@nishimura.com)

### 1. 2025 年公取委電力報告書

公正取引委員会が令和 7 年 4 月に公表した「電力分野における実態調査報告書」<sup>1</sup>（以下「2025 年公取委電力報告書」という。）は、以下の観点から、LNG の長期売買契約の重要性を述べている<sup>2</sup>。

- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素電源への転換が進められる中で、太陽光発電や風力発電の持つ出力変動等の特性を補い、電力の安定供給を維持するためには、調整力、慣性力といった機能を有する火力発電を引き続き一定量確保することが必要であること。特に、化石燃料の中で相対的に炭素排出が少ない LNG は、移行期におけるエネルギーとして重要な役割を担っていること。
- 国際情勢の変動や、データセンター等の大規模需要家の増加による国内の電力需要の増加の可能性等の情勢を踏まえると、LNG の安定供給の確保を図るため、LNG の調達先の多角化や、スポット契約と期間契約の組合せによるリスクヘッジを図ることが必要であり、特に安定確保の観点からは、必要な長期契約を確保することも求められていること。

更に、2025 年公取委電力報告書は、公正取引委員会が平成 29 年 6 月に公表した「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」<sup>3</sup>（以下「2017 年公取委 LNG 報告書」という。）を引用した上で、以下の観点から、LNG 長期売買契約に含まれる仕向地制限の見直しが競争政策上求められる旨を述べている<sup>4</sup>。

- 再エネ電源の出力調整や、脱石炭を見据えた現実的なトランジションとしての LNG 火力について、燃料を海外からの輸入に頼る我が国においては、LNG セキュリティの強化のための柔軟な LNG 市場の形成や、調達必要量、長期契約比率や調達先のバランスを見ながら、エネルギー安全保障に資する形で長期契約を確保していくことが重要であること。

---

<sup>1</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250425denryokuchosa\\_02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250425denryokuchosa_02.pdf)

<sup>2</sup> 2025 年公取委電力報告書 53 頁

<sup>3</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628\\_1\\_files/170628\\_4.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1_files/170628_4.pdf)

<sup>4</sup> 2025 年公取委電力報告書 74～75 頁

- 他方、再エネ電源の拡大等、中長期的な LNG 火力の需要見通しが不透明であることから、LNG の長期契約の締結は、買主において余剰を抱えるリスクを生じさせるところ、買主が仕向地を自由に設定・変更することに対する一定の制限（仕向地制限）が付されていると、買主は調達した LNG を再販売することが制限されること。

また、2025 年公取委電力報告書では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）による実態調査において LNG 売買契約において仕向地制限が減少傾向にあることが認められている旨が指摘されている一方で、公正取引委員会が 2024 年 10 月に実施した LNG 買主に対するヒアリングにおいて、買主が仕向地制限の緩和を求めた場合に、売主から商業上の交換条件や追加リスク負担を求められる旨の回答が少なからず存在したことが紹介されている<sup>5</sup>。

ここから、本来公正取引委員会が示した考え方によれば独占禁止法に抵触するために特段の交換条件に応じることなく撤廃又は緩和されるべき仕向地制限が、実際は、買主が商業上の交換条件や追加リスク負担を要求されるために撤廃又は緩和できなかつたり、あるいは買主がそれらの交換条件を負わされた上で撤廃又は緩和された可能性が伺える。

## 2. 2017 年公取委 LNG 報告書

前述のとおり、2025 年公取委電力報告書において、改めて、LNG の長期売買契約の重要性と、長期売買契約での仕向地制限の見直しの必要性が指摘され、また、買主が商業上の交換条件や追加リスク負担を要求されるために仕向地制限の撤廃又は緩和ができなかつたり、あるいは買主がそれらの交換条件を負わされた上で仕向地制限が撤廃又は緩和されている可能性が示唆された。

そこで、以下では、仕向地制限が撤廃又は緩和される際の交換条件の典型の一つである利益分配条項（仕向地変更により行う再販売によって買主が得た利益の一部の売主への分配を義務付ける条項）について、どのような場合に独占禁止法上問題となり得るのか、2017 年公取委 LNG 報告書がどのように述べているのかを振り返る。

### (1) FOB 条件の契約における利益分配条項について

2017 年公取委 LNG 報告書は、FOB 条件の契約に含まれる利益分配条項について、

「利益分配条項は、既に買主に所有権、危険負担等が移転した LNG について、買主が自ら適切と判断する形で再販売する自由を間接的に制限するものであることから、利益分配条項を規定することに、通常、合理性は認められない。」

「FOB 条件の期間契約において、利益分配条項を規定することは、通常、合理性がないと考えられ、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれが強い。」

<sup>5</sup> 2025 年公取委電力報告書 68～69 頁

と述べる<sup>6</sup>。

## (2) DES 条件の契約における利益分配条項について

2017 年公取委 LNG 報告書は、DES 条件の契約に含まれる利益分配条項について、

「DES 条件の期間契約において、買主の希望に応じて契約条件（仕向地）を変更することに同意し、買主の再販売を可能にするための代償を売主が求めることに、一概に合理性がないとはいえず、その手段として利益分配条項を規定すること自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、再販売の実現に対する売主の具体的な貢献の如何にかかわらず売主への分配割合を高くすることや、再販売『利益』として売上総利益<sup>7</sup>を用いることによって、合理性が認められない分配結果をもたらす場合や、売主が買主に対し、利益構造やコスト構造の開示を要求することにより買主の再販売を妨げる効果を有する場合は、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。」

「利益分配条項は、売主に分配する再販売利益の算定方法及び分配割合に応じて、買主の収益が悪化するため、収益目的の場合を中心に、再販売の機会を喪失させる効果があるものと考えられる。売主が再販売先を探すなどの具体的な貢献をしないにもかかわらず、売主への分配割合を高くする場合には、再販売の機会を喪失させる効果は大きくなる。分配する再販売『利益』として純利益でなく売上総利益を用いる場合にも、買主の再販売コストが考慮されないため、再販売の機会を喪失させる効果は大きくなる。」

「再販売『利益』の算定方法及び分配割合が事前に明確にされていない場合、再販売に当たり、買主は自社が取得する再販売利益の額をあらかじめ把握することができず、売主との協議が必要になるため、再販売の機会を喪失させる効果は更に大きくなるものと考えられる。」

「再販売『利益』の算定方法及び分配割合が事前に明確にされていない場合には、一層、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある。」

「再販売利益の算定に必要であるとして売主から提供するよう求められる情報（再販売先、再販売価格等）は、競争上機微な情報であり売主に知られたくないという指摘がみられる。また、再販売『利益』として純利益を用いる場合には、再販売コストの算出根拠も提出するよう求められるという指摘もみられる。DES 条件の場合、船積港を出港後の輸送責任等は売主にあることから、買主は変更後の受入基地を売主に伝える必要があるものの、再販売先が誰かという情報は、売主が輸送責任等を果たす上でも再販売利益を算定する上でも、必要な情報とまではいえないと考えられる。また、利益分配を行う場合、買主は再販売利益を売主に伝える必要があるが、再販売『利益』として純利益を用いるときは、再販売

<sup>6</sup> 2017 年公取委 LNG 報告書 169 頁

<sup>7</sup> 2017 年公取委 LNG 報告書は、利益分配条項によって買主が売主にその一部の分配義務を課す対象とする「利益」の定め方について、「売上総利益」（gross profit, raw profit）と「純利益」（net profit）に区別している。前者は、「（再販売価格 - 原契約の販売価格）×数量」で算出されるものを指し、後者は、「（再販売価格 - 原契約の販売価格）×数量 - 再販売コスト」で算出されるものを指す。

価格及び（再販売利益から除く）再販売コストはいずれも、再販売利益を算定する上で、必要な情報とまではいえないと考えられる。一般に、利益構造やコスト構造は、事業者の価格交渉力を確保する観点から重要な情報であることから企業秘密として管理されており、当該情報を売主に片務的に開示させることは、買主が価格交渉において不利な立場に立つため、買主の再販売を妨げる効果を有するものである。」

と述べる<sup>8</sup>。

このように 2017 年公取委 LNG 報告書では、FOB 条件の契約での利益分配条項に加え、DES 条件の契約であっても、売上総利益を対象とする利益分配条項、算定方法及び分配割合の不明確な利益分配条項、不必要な再販売情報の開示を求める利益分配条項は独占禁止法に抵触するおそれがあることが示されている。

### 3. おわりに

確かに、JOGMEC による実態調査において LNG の長期売買契約における仕向地制限の減少が認められる。

ただし、特段の交換条件に応じることなく撤廃又は緩和されるべき仕向地制限について買主がそれらの交換条件を負わされた上で撤廃又は緩和された可能性も否定できない。仕向地制限の撤廃又は緩和が進んだとしても、FOB 条件の契約に利益分配条項に加えられたり、DES 条件であったとしても売上総利益を対象とする利益分配条項、算定方法及び分配割合の不明確な利益分配条項、不必要な再販売情報の開示を求める利益分配条項が交換条件として組み入れられていたとすると、結局は、形を変えて、独占禁止法上問題となる取引行為が残存している可能性もある。

一方で、安定的な LNG 調達と川下の電力ガス市場での競争を求められている日本の各 LNG 買主が、個別に、相当の交渉コストとリスクを負担して、独占禁止法の主張を展開し、コマーシャル上の交換条件や追加リスク負担を求める売主を説得して仕向地制限の撤廃や緩和を獲得することは実務上容易でない。

2025 年公取委電力報告書において、LNG の長期売買契約の重要性と、長期－売買契約での仕向地制限の見直しの必要性が改めて指摘された今、2017 年公取委 LNG 報告書が公表された当時のように、独占禁止法第 40 条に基づく報告命令を実施して改めて広く仕向地制限及び利益分配条項の実態を調査することも一考に値すると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>8</sup> 2017 年公取委 LNG 報告書 170～171 頁